

岐阜県公報

号外 (二) 平成二十七年 四月 三日

目次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	一
岐阜県議会議員選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額	二

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十七年四月三日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

- 1 平成27年4月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,668,814人
- 2 総数の50分の1の数 33,377人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 308,602人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	333,329	111,110
大垣市	145,056	48,352
高山市	75,430	25,144
多治見市	92,891	30,964
関市	73,031	24,344
中津川市	66,063	22,021
美濃市	18,064	6,022
瑞浪市	31,573	10,525
羽島市	54,480	18,160
恵那市	43,394	14,465
美濃加茂市	40,772	13,591
土岐市	48,922	16,308
各務原市	117,989	39,330
可児市	93,021	31,007
山県市	23,388	7,796
瑞穂市	40,333	13,445
飛騨市	21,614	7,205
本巣市	42,169	14,057
郡上市	36,552	12,184
下呂市	29,005	9,669

海津市	30,300	10,100
羽島郡	37,238	12,413
養老郡	25,324	8,442
不破郡	28,784	9,595
安八郡	19,587	6,529
揖斐郡	57,357	19,119
加茂郡	43,148	14,383

岐阜県選挙管理委員会公告第三十七号

公職選挙法（昭和二十五号法律第四号）第九十四条の規定による平成二十七年四月十二日施行の岐阜県選挙区画定告示に基づき選挙区画を定めること及びその選挙区画の確定並びに選挙区画の確定後一人以上の者の重複を認むることとする。

平成二十七年四月三日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

選挙区名	制限額(円)	選挙区名	制限額(円)
岐阜市選挙区	6,974,100	山県市選挙区	5,841,300
大垣市選挙区	6,910,000	瑞穂市選挙区	7,247,700
高山市選挙区	7,030,400	飛騨市選挙区	5,694,000
多治見市選挙区	7,755,000	本巣市選挙区	7,400,100
関市選挙区	6,930,800	郡上市選挙区	6,933,900
中津川市選挙区	6,641,700	下呂市選挙区	6,307,500

美濃市選挙区	5,399,400	海津市選挙区	6,414,900
瑞浪市選挙区	6,520,600	羽島郡選挙区	6,990,800
羽島市選挙区	8,421,900	養老郡選挙区	6,001,900
惠那市選挙区	7,501,800	不破郡選挙区	6,289,100
美濃加茂市選挙区	7,284,100	安八郡選挙区	5,525,800
土岐市選挙区	7,960,600	揖斐郡選挙区	6,280,400
各務原市選挙区	7,164,400	加茂郡選挙区	7,481,300
可児市選挙区	7,760,400		

